

シミズグループ人権基本方針

シミズグループは、役員・従業員一人ひとりが、お互いの多様性・人格・個性を尊重し、人種・宗教・国籍・年齢・性別・性自認・性的指向・障がいの有無その他による差別、個人の尊厳を傷つけるハラスメントを自ら行わず、また、容認することがないよう、人間尊重の企業文化の確立に取り組みます。また、結社の自由と団体交渉権を尊重し、あらゆる形態の児童労働・強制労働を認めません。

人権尊重の取り組みを推進し、その責務を果たすための指針として、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」の考え方に従い、本方針を策定します。

1. 適用範囲

本方針は清水建設株式会社およびその連結子会社のすべての役員・従業員に適用されます。

また、サプライチェーンに対して本方針への支持を働きかけていきます。

2. 規範や法令の尊重・順守

国連「国際人権章典」やILO中核的労働基準など、国際的な人権規範を尊重します。また、国連「グローバル・コンパクト」署名企業として10原則を順守します。

事業活動を行う国・地域の法令を順守し、当該国・地域の法令が国際的な人権規範と異なる場合は、より高い基準に従い、相反する場合は、国際的な人権規範を尊重するための方法を追求します。

3. 人権尊重の責任

事業活動において、他者の人権を侵害しないこと、人権に対する負の影響が生じた場合に対処することにより、人権尊重の責任を果たしていきます。また、サプライチェーンにおける関係先が人権に対する負の影響に関わっている場合、人権の尊重を積極的に働きかけていきます。

人権に対する負の影響を特定、防止、軽減する取り組みである人権デュー・ディリジェンス等を通じ、人権に対する負の影響を引き起こした、または助長したことが明らかになった場合は、適切な救済・是正に努めます。

役員・従業員が本方針を理解し、定着するよう、従来から取り組んできた同和問題に対する教育・研修を継続するとともに、国内外の様々な人権課題に対する教育・研修を継続して行います。また、人権尊重の取り組みについて、定期的に情報開示するとともに、関係するステークホルダーとの対話・協議を行います。

制定：2018年12月18日